

令和7年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和7年3月12日（月）午後1時30分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和7年3月12日(月) 10時～

議会委員会室

1. 開 会
2. 現地視察
3. 委員長あいさつ
4. 執行部あいさつ
5. 議 事
 - (1) 議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - (3) 議案第7号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第8号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - (5) 議案第9号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - (6) 議案第10号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
 - (7) 議案第11号 小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
 - (8) 議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第9号)
 - (9) 議案第41号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更に
ついて
6. その他
7. 閉 会

◎開会の宣告

○副委員長（真家 功君） それでは皆さん、こんにちは。

定刻前なんですけど、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、長津委員長、ご挨拶、お願いいたします。

○委員長（長津智之君） 皆さん、どうもご苦労さまでございます。

皆様の集まりが早いので、集まり次第開会を今するということですので、よろしくお願ひします。今回は過日、議長のほうから、9件の付託案件が総務委員会に示されました。今日3月12日、財布の日という日だそうです。まさしく本年度最後の予算、市の財布を審査する委員会がちょうどこの日だということで、よろしくお願ひします。また、議員におかれましては、最後まで慎重なる審議をよろしくお願ひし、いい結果が出るようによろしくお願ひしたいと思ひます。説明員の皆様におかれましては、分かりやすく説明をしていただければいいのかなと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（真家 功君） 続きまして、執行部挨拶、市長、お願いいたします。

○市長（島田幸三君） 予算特別委員会から引き続きご苦労さまです。現在、県のほうでも同じく定例議会が行われており、先日の一般質問の中で、茨城空港のあり方検討会において検討された将来ビジョンで、当初の予定はどのようにという質問と、空港前において小美玉市で今後予定している新まちづくり構想との関わりについてはという質問の中で、知事のほうから、空港はターミナルなどを含め拡張をしていくような発言がありました。また、小美玉市新まちづくり構想について、県においても積極的に小美玉市と連携を取りながら支援していくと言った力強い言葉をいただきました。引き続き県と連携を図りながら、空港のにぎわいづくりを行っていきたくと思ひます。そういう中で、本日の総務常任委員会におきまして、委員の皆様には慎重なるご審議のほどお願ひ申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副委員長（真家 功君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、長津委員長、お願いいたします。

○委員長（長津智之君） それでは、本日は福島議員、谷仲議員、宮内議員、内田議員の4名が傍聴いたします。

本日の議題は、3月7日に付託されました議案審査付託表のとおりでございます。関係資料はスマートディスカッションに保存されておりますので、準備のほうをよろしくお願ひいたします。

議事の進め方は、質疑方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けます。簡潔明瞭に、また重複質疑のないよう、よろしくご協力をお願いいたします。

また、執行部においても、明快な答弁をお願いします。明快と言われても、先ほど言ったとおり分かりやすいような答弁をお願いいたします。直ちに答弁し難い場合は、答弁を一時保留し、委員には次の質疑をお願いいたします。執行部において整い次第、答弁をお願いします。各委員はよろしくご協力をお願いいたします。

なお、会議録作成都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら必ず電源をお切りください。よろしく申し上げます。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

阿久津魅力発信課長。

○魅力発信課長（阿久津清隆君） それでは、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、これまで市単独で結婚相談員を委嘱しておりましたが、より効率的、効果的な結婚相談支援事業の展開のため、これまで石岡市と本市で連携し、事業を展開してまいりました石岡地方結婚相談所運営協議会において、両市の結婚相談員を委嘱することとしたため、本市の結婚相談員を廃止することに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 石岡のほうに統合するような形なんですけど、これは、結婚相談というのは、各自治体、合併前から昭和の時代から、スタートして農家の後継者不足というようなこともあったのかもしれない。その辺のこと、ここへ来ていろいろ、茨城空港の利用促進協議会でも出会い、見合いの空コンとかやっているんだけど、なかなかゴールインしないというのがあるんだけど、今の時代にあって、どうしてもそういうふうなもので廃止する形になったと思うんですけど、その辺もう少しちょっと詳しくお願いします。

○委員長（長津智之君） 阿久津課長。

○魅力発信課長（阿久津清隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで、市単独で結婚相談事業のほうを行ってまいりましたけれども、やはりAIによるマ

ツチング、また、県のほうでもそういったものを進めておるといこともございまして、市の結婚相談事業に対する登録者数が減少傾向にございました。やはり男女の人数が実際少ないということであると、新たな出会いを創出することがなかなか難しい状況でございます。

今後につきましては、石岡も含めて広域的、また、県や他の自治体なども含めた形で、出会いの場の創出をしていければということで、このような形で進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 続きまして、総務課所管になります。

議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

改正の理由は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、現在の「禁固刑」と「懲役刑」という刑が、令和7年6月1日からは「拘禁刑」という刑に一本化されることから、それに伴う条例の改正でございます。改正の対象

となる市の条例は6つございますが、所管となる部署が複数にわたっておりますので、一括して総務課にて改正及びご説明をいたします。

ただいま画面に出ておりますが、第1条から第6条にかけて改正を行います。第1条では、小美玉市職員の給与に関する条例の改正となっており、同様に第2条では、小美玉市公共物管理条例、第3条では、小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第4条では、小美玉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、第5条では、小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例、第6条では、小美玉市個人情報保護法施行条例。以上6つの条例について改正をいたします。これらの条例中、「禁固」及び「懲役」という名称を整理しまして、全て「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、今回の改正につきましては、法律に定める刑の名称、種類のみが変わるものですので、条例の内容自体を変えるとといった主旨の改正ではございません。

議案第6号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 続きますして、議案第7号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、その一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、マイナンバー法の第2条第7項の後に第8項が加わったことにより、それ以降の項番号が順送りに変わりますので、それにより影響を受ける市条例の関連箇所について改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

画面上にお示ししておりますように、マイナンバー法から引用しております条項番号が変更となった箇所について、市条例第2条の第2号、第3号、第4号中における該当箇所を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、法律の条項番号の変更に伴う条例改正でございますので、先ほどの議案第6号と同様、条例の内容自体を変えるといった主旨の改正ではございません。

議案第7号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題

といたします。

執行部より説明を求めます。

高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） それでは、議案第8号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、人事院の給与勧告に準じ、一般職の給与に関する法律等の改正に伴いまして、本条例においても所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

今回の改正でございますが、一般職の給与条例改正に伴いまして、常勤の特別職、任期付職員、会計年度任用職員に関しましても一般行政職との均衡を図るため、4つの条例を一括での改正案となっております。

また、施行日の関係で、今回、第1条から第8条までの改正条例について、奇数の条項につきましては、令和6年4月1日からの遡及適用、偶数の条項につきましては令和7年4月からの適用となります。詳細はこの後、附則において再度説明させていただければと思います。

それでは、条例案の概要についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

まず、第1条で、一般職の給与に関する条例の一部改正ということで、人事院勧告に準じ、令和6年度の期末勤勉手当、こちらの率について、年間4.5か月分であったものが4.6か月分と0.1か月分率を引き上げる改正で、令和6年の12月期に一括で引き上げる改正でございます。

また、行政職給料表及び消防職給料表について、民間給与の状況並びに採用市場での競争力の向上のため、若年層を中心に引き上げる改正を行い、令和6年4月1日に遡及して適用するものでございます。

2 ページから12ページにつきましては、こちらの行政職、消防職の改正後の給料表となっております。

続きまして、13ページから16ページをご覧ください。

第2条といたしまして、同じく一般職の給与に関する条例の改正で、令和7年4月から改正するものでございます。

まず、13ページの中段でございます。

第10条で扶養手当の改正。こちらにつきましては、これまで配偶者への扶養手当を支給しておったんですけれども、こちらの配偶者への分を廃止しまして、子どもへの扶養手当を増額して支給する規定となっております。

同じく、下段第11条、こちらが地域手当を新設で支給する規定でございます。これまで、茨城県内では指定市町村のみ支給対象とされておりましたが、今回の勧告におきまして、これまで支

給対象外の茨城県内の市町村においても対象となるため、小美玉市といたしましても、給与月額
の4%を地域手当として支給する規定となっております。

ページ飛びまして、15ページの下段をご覧ください。

管理職特別勤務手当につきましては、管理職の職員が災害等、夜間に勤務を要した場合の支給
条件を緩和する規定となっております。

次に、16ページ、こちら、16ページにつきましては、先ほど第1条で改正いたしました期末勤
勉手当の率、こちらを第1条では12月に一本で改正したものでございますけれども、令和7年に
つきましては、6月、12月期でならず規定となっております。

また、16ページから27ページにかけましては、再度行政職給料表及び消防職の給料表につつま
して、民間人材等の処遇確保の観点から、給料表の3級から7級、こちらの一部給料表を改正す
るものでございます。

ページ、飛ばさせていただきまして、28ページをご覧ください。

28ページで、第3条及び第4条でございます。

こちらは、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

こちらは、常勤特別職の期末手当の率の改正でございます。なお、特別職におかれましては、
期末手当の支給のみでございます。

次に、第5条及び第6条、任期付職員の採用等に関する条例、それから、ページを返していた
だきまして、第7条及び第8条につきましては、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する
条例、こちらにつきましても、一般職の給与条例に準じた改正を行うものでございます。

29ページからは給料表になってございまして、39ページをご覧ください。

39ページ下段でございます。

第9条といたしまして、職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でござ
いますけれども、こちらは同じく地域手当の支給規定を追加するものでございます。

最後に、40ページをご覧くださいと思います。

附則といたしまして、冒頭に申しました第1条、第3条、第5条、第7条の奇数条項、こちら
につきましては令和6年の4月に遡及して適用するもの。また、偶然条項であります第2条、第
4条、第6条、第8条、それから最後の第9条の規定につきましては、令和7年度からの施行と
する規定でございます。

また、41ページをご覧くださいと思います。

41ページの中段でございます。

第6条といたしまして、地域手当の経過措置を設けております。本則におきまして、地域手当
につきましては給料額の4%と規定しておりますが、財源確保の観点から国からお示しがありま

して、令和7年度からは段階的に引き上げる経過措置規定でございまして、小美玉市といたしましても、令和7年度は条例の施行規則、こちらにおきまして、支給率を2%として規定するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

地域手当なんですけれども、物価高騰等と書いてあるんですが、地域手当というのは具体的にどのようなことに対しての手当なのか、もう少し詳しくお聞かせください。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 地域手当につきましては、山崎議員おっしゃるとおり物価高騰もございまして、都市部を中心に、やはり都心に近づくまたは政令都市なんかもそうですけれども、都市に近づくほど物価の変動があるだろうというところで、地域手当を設けているものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。これ、今まで地域手当なかったと思うんですが、今回地域手当をつけるということで、近隣市町村の状況等はどうでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） 茨城県内、既に令和6年度から支給されている都市部と申します都市につきましては、現状のパーセンテージで支給されます。茨城県内で、他の市町村も令和7年度に初めて支給対象となる市町村におかれましては、全ての市町村が4%の支給となっていて、経過措置で申したように、段階的に引き上げるということで、令和7年度は2%が大半の市町村でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 理解しました。ありがとうございました。

○委員長（長津智之君） ほかに質疑はございませんか。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） よろしく申し上げます。

今、山崎委員からもあった地域手当についてなんですが、この財源って一般財源ですか。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） おっしゃるとおり、一般財源でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。これ、幾らくらい増額する見込みですか。この手当をつけると。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） 令和7年度は小美玉市で全職員対象でございまして、4,000万円ほど増額となる予定でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。あと幾つか教えていただきたいんですが、行政職の額が2万幾らか変わる、若年層ですか、変わるんですけれども、行政職と消防職の初任給というのは幾らになりますか。この表見て、ちょっと幾つかあって分からなくなったので教えてください。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） まず、行政職の初任給でございます。高校卒業の者が18万8,000円。短大、専門学校卒20万1,000円。最後に、4年制の大学卒業の者が22万円となります。

消防職につきましては、高校卒業の者が21万1,600円。短大、専門学校卒が23万400円。4年制大学卒業の者が24万5,800円でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。世の中、社会的に30万円を超える、超えない、前後もあるんですが、大体一般的な初任給はこのぐらいだよというのを示すのは、基本給だけで示すわけじゃなくて、いろんな手当をつけて、大体1か月当たりこのぐらいもらえますよって、モデルとか何かあると思うんですが、小美玉市で言うと大体初任給幾らですよと、基本給だけじゃなくて手当を全部込む、大体モデル例を含めると、どのくらい出すことができるのかなというのをちょっと知りたいんですが、お願いします。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） 給料のお示し方といたしましては、まず先ほど申しました基本給が基礎となりますけれども、こちら、家族構成もありますけれども、その上で扶養手当、それから通勤手当、こちらの2点が基本の給料に加算されるもので、後はその都度時間外手当ですね、こちらのほうが加算されるところでございます。

ですので、高校卒業18万8,000円の者が、若い人なので扶養ってなかなかないと思うんで、通勤

手当として、市内で5キロ以上の通勤というと4,000円とかと支給がございますけれども、プラスアルファとして18万8,000円だったとして、4,000円の追加で19万2,000円程度かなというところがございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 今、月給のうたい出しというか、月給このぐらいだよというのが19万幾らではなかなか低いかなという印象があって、大体30万ぐらいまでいかない、今は新卒でも入ってこないんじゃないかなんていうふうに思うんです。その見せ方というか、それは市のやり方もあるかもしれない。

民間で我々見ている30万円というのが出てくるんですね。28万円とか29万円とかというのが出てくるので、それは手当込みというのがあると思うんですが、残業手当、何時間分とか何かあるのかなと思うんですが、そういった見せ方も何か工夫されるといいかなと思います。そのほかに地域手当もつきますか。先ほどおっしゃった手当、通勤手当と扶養手当のほかにということなんです。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） 失礼しました。令和7年度からは、このほかに地域手当ということで、募集要項のほうには記載して獲得願えればと思っています。

以上です。

○3番（戸田大我君） もう一ついいですか。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 地域手当は、消防職にもつきますか。その確認なんです。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） もちろん、消防職のほうにも同じく4%、令和7年は2%ですけども、同%の地域手当が支給されます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。

もう一ついいですかね。

資料で29ページの第5条、第7条1項の表を次のように改めるということで、任期付職員の採用等に関する条例の改正ということで、初歩的な質問かもしれないですけど、これはこういった職の方に対してですか。

○委員長（長津智之君） 高野課長。

○人事課長（高野雄司君） 戸田議員の質問でございます。

任期付職員の規定でございますけれども、任期付職員の採用に関する条例の中で、特に高度な技術を要するものということで、特別に3年間の任期をつけて採用する職員でありまして、ここに載せています給与表につきましては、ちょっと細かくて申し訳ございませんけれども、小美玉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の中に、特に高度なということで特定任期付職員、それから一般任期付職員と2通りございまして、この表につきましては特定任期付職員ということで、高度な職員ということで、1級から7級まで記載してございますけれども、基本はお医者さん、医者ですね。病院の医療関係者とか弁護士とか、そういった方を雇った場合の給料表になっていまして、現在、小美玉市ではこういった採用の方はいらっしゃらないでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ご丁寧に、詳しく説明いただきましてありがとうございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、議案第9号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず提案理由でございますけれども、大規模災害発生時において、市から派遣される市の職員、行政職、消防職等でございます、対しまして、国の取扱いに準じまして特殊勤務手当を支給いたしたく、この案を提出するものでございます。

それでは、条例の概要についてでございます。

1 ページをご覧ください。

まず第2条において、新たに2つの特殊勤務手当を新設するものでございます。まず1つ目が緊急消防援助隊等の業務に従事する者へ支給する特殊勤務手当、2つ目は災害応急対策等に派遣する者の手当の2種類でございます。

まず、第7条といたしまして、緊急消防援助隊等手当につきましては、消防組織法、こちらの法律に基づいて要請されました、こちらは消防職員が、市外管轄外において消防の応援等に従事したときに支給されるものでございます。

続いて第8条、災害応急対策等手当につきましては、こちらも地震等大規模災害が発生したときに、災害応急対策、災害復旧等の支援業務、こちらに従事するために派遣された職員に対する手当でございます。

2 ページをご覧ください。

特殊勤務手当の額でございますが、いずれの手当につきましても、1日当たり1,080円の特殊勤務手当の額となっております。

また、こちら別表でも記載しているよう、危険区域への派遣の場合には倍額の2,160円となる手当額となる規定でございます。

なお、附則といたしまして、公布の日からの施行となります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどお願いします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） それでは、議案第10号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由でございますが、タイヨー環境整備基金を廃止するため、この案を提出するものであります。

次のページをご覧ください。

別表第1中のタイヨー環境整備基金を削除するものであります。

タイヨー環境整備基金の経緯でございますが、スーパーマーケットであるタイヨー美野里店が平成21年に開店し、買物をした後のレジ袋代金として、利用者により募金形式により集金。協力のあった14万7,170円を市に寄附していただきました。寄附金は平成22年度に14万6,000円を生ごみ処理機購入補助金へ充当いたしました。寄附はその一度限りでございます。

先方に今後の意向を確認したところ、2020年7月1日より容器包装リサイクル法に基づき、レジ袋が有料化されたこともあり、今後の寄附はないと確認ができたため、基金を廃止する提案をするものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行することとなります。

新旧対照表をご覧ください。別表第1の右側が現行、左側が改正案について表記してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第10号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） それでは、議案第11号 小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴い、本市条例も改正する必要があるため、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、1 ページ目をご覧ください。

第1条をはじめ、条文中にあります災害の防止目的に関する文言の削除でございます。

これは令和7年4月より運用が開始されます宅地造成及び特定盛土等規制法と統一する内容の整合として削除するものでございます。

続きまして、第12条中の、市の許可面積を5,000平方メートル未満から3,000平方メートル以下に引き下げます。こちらは、県許可対象の面積の引下げに伴うものでございます。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行となります。

次のページが新旧対照表となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

県の規制等の条例の一部改正ということで、規制のほうは5,000平方メートル未満を3,000平方メートル以下に改めるといふか、規制がこう厳しくなっているところで、小美玉市においてもその改正する必要性があるということのご説明だったんですが、市内でこういう状況とか事例とか、そういったものがあつたらちょっと教えてください。

○委員長（長津智之君） 中野谷課長。

○環境課長（中野谷 勲君） ただいまのご質問なんですけれども、現在、進行中のものはございません。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 詳しく教えてほしいんですけれども、土地の埋立てとか、どういうふうなことが多いですか。

○委員長（長津智之君） 中野谷課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 大本でこの改正になった理由なんですけれども、2021年度に熱海で土砂崩れが発生しました。28人の方がお亡くなりになった事件でございます。それを受けまして、今まで、新しくできます盛土規制法というのは宅地だけの部分だったんです。重複して土砂条例があったりと。それを整合して盛土条例として、無理な盛土、危険な盛土を規制しようというのが始まりでございます。イメージとしましては熱海の事故でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 小美玉市土地の埋立て等の規則に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員の皆さん、ここでちょっとお諮りいたします。

本来ですと議案第25号の番ですが、議事都合上、議案第41号を先に審議してよろしいか伺います。どうでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） それでは、議案第41号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

邊見警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） それでは、議案第41号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の増加に伴い、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更を行うため、この案を提出するものでございます。

次のページは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約となっており、日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の加入に伴う、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の条文内容となっております。

附則といたしまして、この規約は全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲において、構成団体の長が協議して定める日から施行するとなっております。

次のページは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を改正する規約の現行と改正案について表記をいたしました新旧対照表でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

質疑に入ります。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） この協議会の目的と、どんなことやっているのかを教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） 邊見警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） この茨城消防救急無線・指令センターは、茨城県内、現在はひたちなか、東海を除いた地域に広がっており、その中での119番通報を一元化し、取り、各管轄する消防本部に出動指令を出すセンターとなっております。

以上になります。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございました。

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。2時25分から副委員長が開始するそうですので、よろしく願いいたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

○委員長（長津智之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

それでは、執行部より説明を求めます。よろしく願いします。

大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） それでは、議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

初めに、6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。1、追加におきまして、総務常任委員会所管分が2件ございます。

表の一番上、2款総務費、1項総務管理費の防災対策諸費で6,412万8,000円。同じく4款衛生費、2項清掃費のごみ処理施設一部事務組合負担経費で159万5,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明を申し上げます。また、歳出につきましては、順次担当部局からご説明させていただきます。

それでは、一番上の表からになります。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人市民税で1 億83万円の補正減でございます。同じく2 目法人市民税で8,000万円の補正増でございます。同じく2 項1 目固定資産税で670万円の補正減でございます。同じく3 項軽自動車税、1 目環境性能割で150万円の補正増、2 目種別割で545万円の補正増でございます。

次に、12 款1 項1 目地方交付税で4 億4,326万1,000円の補正増、普通交付税で変更交付決定があったため、増額するものでございます。

12ページをご覧ください。

15 款使用料及び手数料、2 項手数料、3 目衛生費手数料で29万円の補正減、内訳は、家電リサイクル製品収集運搬手数料9 万円の減額及び粗大ごみ処理手数料20万円の減額によるものでございます。

次に、16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金として2 億2,071万2,000円の補正増。内訳は、特定防衛施設周辺整備調整交付金で2 億957万1,000円の補正増、再編関連訓練移転等交付金で1 億3,998万8,000円の補正増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で387万6,000円の補正増、地域脱炭素移行再エネ推進交付金で1,491万円の補正減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1 億4,987万7,000円の補正減、新しい地方経済・生活環境創生交付金で3,206万4,000円の補正増でございます。

13ページをご覧ください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金のうち、総務常任委員会所管分としまして、循環型社会形成推進交付金で349万円の補正減でございます。

14ページをご覧ください。

17 款県支出金、1 項県負担金、3 目消防費県負担金、緊急消防援助隊活動費負担金で43万2,000円の補正減でございます。同じく、2 項県補助金、1 目総務費県補助金で195万円の補正減。内訳は、百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金45万円の減額及び移住支援補助金150万円の減額でございます。

次に、15ページをご覧ください。

表の中段になります。

17 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金で628万円の補正減。内訳としまして、市町村事務処理特例交付金で21万円の増額、衆議院議員総選挙委託金で633万6,000円の減額、全国家計構造調査費委託金で4 万7,000円の減額、国勢調査調査区設定費委託金で16万3,000円の減額、農林

業センサス委託金で6万6,000円の増額、経済センサス調査区管理委託金で1万円の減額でございます。

次に、18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子および配当金で421万9,000円の補正増、財政調整基金積立利子ほか6件によるものでございます。

16ページをご覧ください。

18款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入で176万4,000円の補正増、同じく、2目物品売却収入126万5,000円のうち、総務常任委員会所管分といたしまして、公用車の老朽化による廃車13台分、76万5,000円の補正増でございます。

続いて、19款1項寄附金、2目総務費寄附金、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金1,170万円の補正増でございます。

同じく、3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で201万円の補正増でございます。

次に、20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、総務常任委員会所管分としまして、財政調整基金繰入金、歳入歳出間調整のため、4億2,125万5,000円の補正減。減債基金繰入金、公債費財源充実に伴い、1億円の補正増。公共施設整備基金繰入金対象事業費の補正計上に伴い、4,261万円の補正増。幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金対象事業費の補正計上に伴い、39万7,000円の補正減。防犯対策基金繰入金対象事業費の補正計上に伴い、16万8,000円の補正増。ふるさと応援基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い696万3,000円の補正減、公共用バス整備基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い551万3,000円の補正減、合併振興基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い4,730万円の補正増、国際親善交流基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い230万円の補正減、再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い1,523万8,000円の補正増、最下段になります、脱炭素化施設整備基金繰入金で、対象事業費の補正計上に伴い1,890万円の補正増でございます。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金で100万円の補正減でございます。

17ページをご覧ください。

同じく4項受託事業収入、2目衛生費受託事業収入、空き地雑草除去受託料で332万9,000円の補正減でございます。同じく5項雑入、1目滞納処分費で20万8,000円の補正増でございます。同じく5目、3雑入のうち、総務常任委員会所管分としまして、自治総合センターコミュニティ助成金で30万円の補正減、県市町村振興協会交付金で100万2,000円の補正増、生命保険事務取扱手数料で38万円の補正減、デジタル基盤改革支援補助金で1,216万6,000円の補正減、指定ごみ袋等有料広告料で6万円の補正減、4つほど飛びまして、庁舎光熱水費使用料で12万3,000円の補正増、情報公開に係る実費徴収金で4万円の補正減でございます。

18ページをご覧ください。

同じく 5 目雑入、市町村アカデミー助成金で 2 万 2,000 円の補正減、建物災害共済金で 14 万 1,000 円の補正増でございます。

次に、23 款 1 項市債、1 目衛生債、広域ごみ処理施設建設事業債で 3,520 万円の補正減、負担金変更に伴い減額するものでございます。同じく 2 目農林水産業債で 940 万円の補正減、事業費減額に伴い農村地域防災減災事業債を減額するものでございます。同じく 3 目消防債で 190 万円の補正減、内訳は耐震性貯水槽設置事業債で 80 万円の減額、高機能消防指令センターシステム機能強化等事業債で 10 万円の減額、高規格救急自動車購入事業債で 100 万円の減額でございます。同じく 4 目教育債で 4,210 万円の補正減、羽鳥小学校校舎増築工事及び納場小学校体育館改修工事の国庫負担金対象事業費の調整に伴い減額するものでございます。同じく 5 目合併特例債で 900 万円の補正減、小川庁舎改修整備事業費減額に伴い減額するものでございます。

19 ページをご覧ください。

同じく 9 目総務債で 1,790 万円の補正増、避難所施設環境改善事業実施に伴い増額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

まず初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては、人事課より一括してご説明させていただきます。

飛んで、72 ページをご覧ください。

こちら一般職の総括表の比較欄になりますが、まず、報酬が 697 万 5,000 円の減、給料が 2,712 万 4,000 円の増、職員手当が 123 万 2,000 円の増、共済費が 4,460 万 8,000 円の減、合計といたしまして 2,322 万 7,000 円の補正減でございます。

職員数につきましては、全体で 634 人、内訳といたしまして、一般職員が 477 人、会計年度任用職員が 157 人で、2 名の減員でございます。

また、職員手当の詳細につきましては、下段の表、内訳欄のとおりでございます。ご確認願います。

今回の職員の給与費に関する補正の主な要因につきましては、先ほどの議案第 8 号で説明させていただきました給与条例の改正による給与等の増額のほか、一般職員の早期退職、会計年度任用職員の欠員、全体の給与費の確定に伴う減額によるものでございます。

以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。

これよりは、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては説明を省略させていただきます。給与費以外の補正内容について、順次説明させてい

たきます。

○委員長（長津智之君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

20ページをお開き願います。

まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目議会費でございます。説明欄1、議員給与費につきましては、期末手当40万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。人事院勧告に伴う条例改正による増額でございます。

次に、説明欄3、議会運営費につきましては、合計で55万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、旅費10万円、需用費20万円、負担金補助及び交付金25万4,000円、いずれも決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 安彦秘書課長。

○秘書課長（安彦晴美君） 続きまして、秘書課所管についてご説明いたします。

21ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄3の秘書事務費につきましては、34万円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、8節旅費、18節負担金補助及び交付金につきまして、市長等の出張旅費及び市長会等負担金に不用額が生じたため減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 続きまして、総務課所管になります。

ただいまのすぐ下になりまして、説明欄5の庶務事務費でございますが、150万円の減額補正となります。減額の理由でございますが、11節役務費につきまして、年間の郵便料の執行額が当初予算額より少なく済むことが見込まれるため、通信運搬費を150万円減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 箕輪行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（箕輪淳子君） 続きまして、その下となります。行革デジタル推進課所管、説明欄7、行政管理事務費につきまして、21万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、補助金等審議会、行財政改革懇談会及び公共施設等マネジメント推進委員会の委員報酬において開催回数の減、また欠席された方の委員報酬が不用額となります。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、人事課所管についてでございます。

同じく21ページの下段でございます。説明欄8の人事・給与管理事務費につきまして、7万5,000円の増でございます。こちら、職員の名刺作成に係るテンプレートの作成導入委託費用として27万5,000円の増、並びに職員採用に係る事務費でございますが、こちらは確定による減額でございます。

次に、説明欄9、職員厚生費につきまして52万9,000円の減、説明欄10、職員研修費につきましても90万5,000円の減につきましては、いずれも事業費確定により減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 佐川市民協働課長。

○市民協働課長（佐川 光君） 続きまして、市民協働課所管になります。

同じく22ページをご覧ください。

同じく説明欄11、行政区運営経費61万円の補正減でございます。内容につきましては、8節旅費の普通旅費5万円の減、10節需用費の消耗品費46万円の減、12節委託料の文書配布委託料10万円の減、いずれも事業費確定に伴い不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 阿久津魅力発信課長。

○魅力発信課長（阿久津清隆君） 続きまして、魅力発信課所管でございます。

2目文書広報費、説明欄1、広報活動経費につきましては、6万円の減額補正をお願いするものでございます。内訳ですが、シティプロモーション推進懇談会委員報酬につきまして6万円の減、需要費につきまして100万円の減でございます。いずれも不用見込額による減額でございます。

説明は以上となります。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 財政課所管になります。

3目財政管理費、1財政管理事務費で、公会計制度財務書類作成支援委託料確定によりまして3万2,000円の補正減となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） 続きまして、管財課所管についてご説明いたします。

下段になります。同じく5目財産管理費、1公有財産管理事務費で1万8,000円の補正減、通信運搬費を18万円増額し、委託料19万8,000円を額確定により減額するものでございます。

次に、2新庁舎維持管理経費で318万5,000円の補正減、委託料、使用料及び賃借料の額確定に

よるものでございます。

次に、3 公用車維持管理経費で1,405万3,000円の補正減、工事請負費、備品購入費の額確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 続きまして、総務課所管でございます。

その下になりまして、説明欄4、契約検査事務費でございますが、141万4,000円の減額補正となります。減額理由は、12節の委託料につきましては、電子契約システム環境構築業務委託料について、契約内容の一部変更及び金額の変更により102万3,000円を減額するものでございます。

次の13節使用料及び賃借料は、合計で39万1,000円の減額補正でございます。内訳としまして、電子入札システム使用料と入札参加資格電子申請システム使用料につきましては、どちらも県が管理しているシステムであり、いずれも県からの請求額が変更になったため、それぞれ減額するものでございます。

その下の電子契約システム使用料につきましては、システムの新規導入による使用開始時期が延びたことにより、月割り計算で8万1,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田 薫君） 同じく23ページ、政策企画課所管になります。

6目企画費、説明欄1、企画調整事務費で25万1,000円の減額補正計上するものです。

報酬、委託料、負担金につきましては、いずれも事業費の確定に伴い不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 阿久津魅力発信課長。

○魅力発信課長（阿久津清隆君） 続きまして、魅力発信課所管でございます。

24ページをご覧ください。

6目企画費、説明欄3、移住定住推進事業につきましては、794万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内訳でございますが、旅費11万4,000円の減、需用費10万円の減、委託料203万1,000円の減、使用料及び賃借料212万2,000円の減、負担金、補助金及び交付金のうち負担金20万円の減。こちらにつきましては、地域おこし協力隊に係る費用として計上しておりましたけれども、採用に至らなかったため不用額として減額するものでございます。

負担金、補助金及び交付金のうち、補助金337万5,000円の減につきましては、移住定住促進住宅取得助成金の事業確定による不用額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 箕輪行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（箕輪淳子君） 続きまして、同じく24ページ、行革デジタル推進課所管、7目電子計算費、説明欄1、情報化推進事業につきまして84万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳として、委託料及び借上げ料等の入札結果によるもののほか、ビジネスチャット使用料は、利用する県内自治体での共同調達の結果、単価割引により14万5,000円の不用額が生じたものです。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 木村小川総合窓口課長。

○小川総合窓口課長（木村知恵子君） 続きまして、25ページをお開きください。

8目支所及び出張所費、小川総合支所管理経費20万9,000円の減額補正でございます。内容でございますが、10節需用費の光熱水費10万円の補正減につきましては、電気使用料不用見込額でございます。11節役務費の手数料4万円の補正減につきましては、小川総合支所に設置されておりますキオスク端末証明書の交付件数実績が減額となる見込みのためでございます。12節委託料の飲料水受水槽及び高架水槽清掃委託料6万9,000円の補正減につきましては、入札差金によるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（長津智之君） 菊田玉里総合窓口課長。

○玉里総合窓口課長（菊田裕子君） 続きまして、その下、同じく8目支所及び出張所費、玉里総合支所管理経費についてですが、86万円の減額補正でございます。内容でございますが、10節需用費の光熱水費75万円の補正減につきましては、電気使用料の不用見込額でございます。12節委託料の庁舎空調機保守点検委託料11万円の補正減につきましては、入札差金によるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（長津智之君） 高野監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高野敏弘君） 同じく25ページ、監査委員事務局所管になります。

9目公平委員会費、説明欄1、公平委員会経費で8,000円の補正減でございます。1節報酬につきまして、今後の執行見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 佐川市民協働課長。

○市民協働課長（佐川 光君） 同じく10目コミュニティ活動促進費、説明欄1、市民協働推進事業625万2,000円の補正減でございます。内容につきましては、7節報償費の講師謝金4万5,000円

の減、12節委託料の公用バス運行管理業務委託料341万円の減につきましては、運転手等の不測の事態に備えたものでございますが、今年度も支出がなかったため不用額を減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金279万7,000円の減につきましては、コミュニティ活動整備助成金30万円の減は、事業費確定によるものでございます。まちづくり組織活動補助金249万7,000円の減は、予定しておりました団体数に対し、申請団体が下回ったため不用額を減額するものでございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

説明欄2、国際交流活動事業239万円の補正減でございます。内容につきましては、8節旅費の普通旅費9万円の減、18節負担金補助及び交付金の補助金230万円の減につきましては、国際交流協会助成金において、アビリン訪問で準備しておりました現地対応費あるいは記念イベント費用の支出がなかったことや、国際交流における活動費が減ったこと、また台湾事業の事業費確定に伴い不用額を減額するものでございます。

次に、説明欄3、男女共同参画経費85万7,000円の補正減でございます。内容につきましては、1節報酬の男女共同参画審議会委員報酬9万円の減、12節委託料の男女共同参画推進計画策定業務委託料76万7,000円の減は、事業費確定及び入札先に伴い不用額を減額するものでございます。

次に、説明欄4、高齢者等ごみ出し支援事業41万8,000円の補正減でございます。内容につきましては、11節役務費の保険料1万8,000円の減、18節負担金補助及び交付金の交付金、高齢者等ごみ出し支援事業交付金40万円の減、いずれも不用見込額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 同じく、防災管理課所管となります。

11目交通安全対策費、説明欄の1、交通安全対策経費につきましては13万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。1報酬、18負担金補助及び交付金につきましては、それぞれの事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、12目防犯対策費、説明欄の1防犯対策経費につきましては、財源内訳補正として、国庫補助金の特定防衛施設周辺整備調整交付金を34万円減額し、その他を54万8,000円増額し、一般財源を20万8,000円減額するものでございます。

続きまして、13目防災諸費、説明欄の1防災行政無線事務費につきましては、財源内訳補正として、その他、こちらは公共施設整備基金繰入金になりますが、600万円を増額いたしまして、一般財源を同額減額するものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

説明欄の2防災対策諸費につきましては、6,325万8,000円の増額補正をお願いするものでござ

います。1報酬、7報償費、18負担金補助及び交付金につきまして、それぞれの事業費の確定により減額するものでございます。17備品購入費につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しまして、避難所の環境整備を図るため、自動車購入費、こちらキッチンカー1台になりますが、1,170万6,000円。防災対策用備品購入費、こちらはテント式パーテーション310張と簡易ベッド620台、それと気化熱冷風機21台の購入になりますが、5,242万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 長島基地・空港対策課長。

○基地・空港対策課長（長島正昭君） 続きまして、基地・空港対策課所管となります。

同じく27ページ、中段になります。15目基地対策費、説明欄1、基地対策事務費は15万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容につきましては、8節旅費、13節使用料及び手数料については実績及び執行見込額による減となっております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、全国基地協議会分担金において、今年度分担金の請求がなかったことにより減額となります。

続きまして、16目茨城空港推進費、説明欄1、茨城空港地域活性化事業では128万円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、8節旅費については実績及び執行見込額による減額、10節需用費については、当初、茨城空港航空広場の施設修繕費用として計上しておりましたが、修繕未実施のため減額、18節負担金及び交付金については、百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金の確定による減額となります。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高野監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高野敏弘君） 続きまして、28ページをご覧ください。

監査委員事務局所管になります。

2項徴税費、1目税務総務費、説明欄2、固定資産評価審査委員会費7万3,000円の補正減でございます。

1節報酬、8節旅費、18節負担金補助及び交付金につきましては、事業費確定により減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 続きまして、税務課所管についてご説明いたします。

同じく28ページです。

2目賦課徴収費、説明欄2の徴収事務費は125万1,000円の減額でございます。減額の理由といたしまして、役務費の手数料につきまして、今年度のインターネット公売を実施しないことにより8万8,000円を減額するものでございます。

委託料の収納事務電算処理業務委託料につきましては、公金収入のデータ化処理の件数が当初見積りより少なくなったため、基本料金等が減額することとなり、61万円を減額するものでございます。

同じく委託料の不動産鑑定業務委託料につきましては、契約金額が当初見積りよりも低い額となったため、不用額として55万3,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山口市民課長。

○市民課長（山口恵一君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

29ページをお願いします。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄2、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、799万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内訳でございますが、12節委託料の住民記録システム改修委託料につきましては、戸籍のクラウド移行に伴う住民記録異動分連携のためのシステム改修費用として29万7,000円の増。戸籍システム改修委託料につきましては、国が進めている戸籍情報システムの標準化に係る事業のうち、本年度予定していた作業の一部が標準仕様書の改定などにより来年度に変更となったことから、本年度予算のうち1,216万6,000円を減額するものでございます。

次の18節負担金補助及び交付金の特定個人情報関連事務委任交付金につきましては、令和6年度特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金387万6,000円を増額するものでございます。こちらは全額国からの補助がございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 総務課所管分になります。

同じページの一番下の欄になります。4項選挙費、2目明るく正しい選挙推進費につきまして、明るく正しい選挙推進事業の報償費3万円の減額補正でございます。

減額理由は、小中学生による選挙啓発ポスターコンクール参加者に対する記念品の購入費について不用額を減額するものでございます。

次の30ページをご覧ください。

同じく3目諸選挙費につきまして、説明欄1の昨年10月に執行されました衆議院議員総選挙の経費として、合計633万6,000円の減額補正でございます。減額の内訳は、記載しておりますとお

り、報酬、職員手当等、報償費、需用費、役務費、委託料についてそれぞれ不用額が生じたので、一括して減額するものでございます。

総務課からは以上でございます。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田 薫君） 続きまして、31ページ、政策企画課所管になります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、説明欄2、統計調査事務費で2万円の減額。2目指定統計費、説明欄3、経済センサス調査区管理費で1万1,000円の減額。説明欄4、農林業センサス費で6万6,000円の増額。説明欄5、国勢調査準備費で6万7,000円の減額。説明欄6、全国家計構造調査費で11万1,000円の減額をするもので、いずれも事業費確定による補正でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高野監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高野敏弘君） 続きまして、32ページをご覧ください。

監査委員事務局所管になります。

6項監査委員費、1目監査委員費、説明欄2、監査事務費7万3,000円の補正減でございます。

1節報酬につきましては今後の執行見込み、8節旅費、13節使用料及び賃借料につきましては、事業費確定により減額するものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 続きまして、税務課所管になります。

34ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄11の定額減税不足給付金事業は、7,757万3,000円の減額でございます。令和6年度の事業完了により、不用額として減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

44ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、事業2、環境衛生事務費、18節負担金、補助及び交付金、湖北企業団負担金33万1,000円の増額ですが、湖北水道企業団職員の児童手当に要する費用でございます。

続きまして、事業3、環境保全美化推進事業につきましては、財源内訳補正として幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金を39万7,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

次に、事業4、空き地雑草除去事業の12節空き地雑草委託料133万円は、実績見込みに伴う減額でございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

事業10、地球温暖化対策事業の12節地球温暖化対策実行計画策定委託料127万6,000円の減ですが、本年度における事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、6目公害対策費、事業1、公害対策事業及び事業2、水質保全霞ヶ浦浄化対策経費につきましては、財源内訳補正として、霞ヶ浦・北浦地域清掃事業補助金9万2,000円を特別交付税として計上するためそれぞれ入れ替え、一般財源を増額補正するものです。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、事業2、ごみ対策経費は、財源内訳補正として衛生手数料等の35万円の歳入減のため減額し、一般財源を同額増額するものです。

2目塵芥処理費、事業1、ごみ処理施設一部事務組合負担経費は、6,884万円の減額でございます。

まず、負担金2,304万4,000円の減額ですが、霞台厚生施設において前年度余剰金の精算並びに組合の総務費及び塵芥費の事業費見込みが確定されたものによるものです。

続きまして、広域ごみ処理施設建設負担金4,579万6,000円の減額は、霞台厚生施設組合環境センター内ストックヤード建設工事設計委託及び堅倉地内にあります中継センター工事完了見込みによる減額でございます。

続きまして、46ページをお開きください。

3目し尿処理費、18節負担金、事業1、し尿処理施設一部事務組合負担金経費は、1,119万5,000円の減額でございます。茨城地方広域環境事務組合において事業見込みが確定されたことによるものです。

以上となります。

○委員長（長津智之君） 消防本部、大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 続きまして、消防本部所管についてご説明いたします。

55ページ、下段をご覧ください。

9款1項消防費、1目常備消防費、3、常備消防総務事務費、需用費1、消耗品費33万4,000円の補正減につきましては、令和7年度新規採用職員合格者8名のうち1名が辞退したためでございます。

続いて、5庁舎維持管理経費、14工事請負費、庁舎改修工事77万円の補正減につきましては、小川消防署車庫内舗装改修工事の入札差金によるものでございます。

続いて、56ページをご覧ください。

8警防活動経費、17備品購入費、消防器具等購入費46万6,000円の補正減につきましては、令和

7年度新規採用職員合格者8名のうち1名が辞退したためでございます。

続いて、9救急救助活動経費、17備品購入費、自動車購入費300万円の補正減につきましては、美野里消防署高規格救急自動車購入事業による入札差金によるものでございます。

続いて、10通信指令運営経費、18負担金、補助及び交付金、1負担金、茨城県消防救急無線指令センター運営協議会負担金120万6,000円の補正減につきましては、運営協議会負担金が減額になったものでございます。

続いて、2目非常備消防費、3、消防団施設維持管理経費、財源内訳補正につきましては、一般財源20万円を減額し、特定財源その他を同額増額するものでございます。

次に、3目消防施設費、1消防施設整備事業、12委託料、消防帰庫新築工事費委託工事設計委託料200万円の補正減につきましては、入札差金によるものでございます。

ご説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 次に、66ページをご覧ください。

財政課所管分となります。

12款1項公債費、1目元金、1地方債償還元金につきましては、財源内訳補正といたしまして、減債基金繰入金を1億円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費で964万2,000円の補正減。E S G債基金利子分を脱炭素化施設整備基金へ変更するものでございます。

同じく2目減債基金費で8,720万円の補正増。総務省通知によりまして、普通交付税再算定交付額のうち、臨時財政対策債償還費といたしまして積立てをするものでございます。

次に、67ページをご覧ください。

同じく3目、1公共施設整備基金費で7,000円の補正増。基金利子の増によるものでございます。

同じく4目、1土地開発基金費、7目地域福祉基金費は、それぞれ1,000円の補正減。利子見込み減によるものでございます。

同じく8目、1国際親善交流基金費は6,000円の補正増。基金利子の増によるものでございます。

同じく9目文化センター事業基金費は、1,000円の補正減。繰入れ見込み減によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 同じく67ページになります。

10目幡谷浩史環境福祉整備基金費、1幡谷浩史環境福祉整備基金費の24節積立金ですが、今年度も年金相当額の210万円の寄附をいただいたことから増額するものとなります。

以上です。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 68ページをご覧ください。

財政課所管になります。

同じく11目、1 高額療養費貸付基金費は1,000円の補正減。利子見込み減によるものでございます。

次に、同じく13目、1 合併振興基金費は371万5,000円の補正増。利子見込み増によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 長島基地・空港対策課長。

○基地・空港対策課長（長島正昭君） 続きまして、69ページをお願いいたします。

22目再編関連訓練移転等交付金事業基金費、24節積立金、説明欄、再編関連訓練移転等交付金事業基金費につきましては、1億6,332万8,000円を増額補正いたしまして、基金積立てをするものでございます。

基金造成の事業につきましては、健康増進施設維持管理運営等事業に8,000万円、地域公共交通等対策事業に8,332万8,000円となります。

以上です。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） 同じく23目、1 脱炭素化施設整備基金費は1,182万円の補正増。合併振興基金利子等のうち、E S G債運用益分で1,132万円及び物品売払い収入で50万円を積立てするものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 消防本部、大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 続きまして、消防本部基金、24目災害対応車両基金費積立金9,043万7,000円の補正増につきましては、災害対応車両多目的消防ポンプ自動車購入による積立金でございます。

消防本部のご説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 同じく25目防犯施設管理基金費、説明欄の1 防犯施設管理基金費につきましては、1,500万円の追加補正をお願いするものでございます。

これは、防犯灯の電気料など維持管理に係る経費を特定防衛施設周辺整備調整交付金により積み立てるものでございます。

総務常任委員会所管の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩、10分間休憩いたします。25分に再開いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○委員長（長津智之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） では、数問ありますので、1問ずつやってみます。

まず、11ページです。

歳入のほうの1款市税の1目個人でございます。1億減となりますこの個人市民税の理由をお尋ねいたします。答弁を求めます。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） こちらの減額の理由につきましては、まず、今年度の納期限が全て完了したことによる額の確定に伴うもので、当初の金額との差がこの金額が差がないと見込んだため、減としたものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） この1億の差額の理由をお尋ねいたします。定額減税等が原因でございましょうか。

○委員長（長津智之君） 大野税務課長。

○税務課長（大野和成君） 議員おっしゃっているとおり、定額減税の影響のほうが大半を占めていると考えております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 1点目ありがとうございました。

では、続いて2点目移ります。

そのまま下に下りていただきまして、12款地方交付税でございます。

12月に質問した際に、令和5年度と同額見込みというふうに伺っていたんですが、4億4,000万

ということで、約3億以上の上振れがあるということなので、その理由を伺います。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 国の追加交付、普通交付税の再算定ということで、内容につきましては、物価高騰、また、人件費等の上昇など、そういった要因を踏まえまして、臨時経済対策費という項目の算定が増額になったということでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） ありがとうございます。頑張っていたということですね。

じゃ、続きまして、16ページまいります。

16ページの18款財産収入の1番、不動産売払い収入でございます。176万4,000円、不動産売払い収入の内訳を求めます。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） ただいまの鬼田委員のご質問に対してお答えいたします。

9月補正で437万9,000円を増額させていただきましたが、全体で、法人を含め9件売払いがあり、収入が全体で614万4,912円となり、9月補正の差額分の176万4,000円を計上させていただきました。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） では、今回176万4,000円の具体的な内容としては、借地解消に向けての動きが進んだというような理解でよろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高橋管財課長。

○管財課長（高橋 宏君） 払下げのうち、借地解消の部分に対しては1件、あとは道路の払下げに伴うものでございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） そのまま進めていただければと存じます。

すみません、もう1問です。72ページをお願いいたします。

72ページのこちら、一般職の人員です。636名から634名に2名減となりましたが、2名減となった理由を伺います。よろしくお願ひします。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） こちら2名につきましては、一般職でございますが、自己都合退職ということで2名、年度途中の退職となっております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） なかなかプライバシーのところに関わると言いづらいとは思いますが、戸田委員からもあったとおり、この職場に対する何かがあったというか、もしくは収入の問題があったのかとか、そういった具体的なことはこの場では難しいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 一身上の都合ということで、実際には体調不良が原因でございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） ありがとうございます。4問、以上でございます。

○委員長（長津智之君） そのほかお願いします。

戸田委員。

○3番（戸田大我君） 24ページの移住定住推進事業の減額補正を見ていると、当初予算の委託料が丸々203万1,000円と、あと住宅借上料ですか、そういったものも丸々減になっているようなところなんです、全体で2,500万ぐらいの事業だったものが800万円の減となって、3分の1ぐらい減となっております。これに関して、どういった状況、課題とかなんかがいろいろあるのかなと思うんですが、状況について教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（長津智之君） 阿久津魅力発信課長。

○魅力発信課長（阿久津清隆君） 移住定住推進事業の減額の主な理由でございますけれども、こちら令和6年度に地域おこし協力隊を導入するという予定でありまして、5年度からの継続で募集を進めておりましたが、5年度内にちょっと募集のほうが調わなかったもので、6年度当初、採用に向けて動いておりました。募集のほうに応募が何件かございまして、地域おこし協力隊としての採用を進めておりましたが、内定者から辞退等出まして、採用まで至りませんでした。

そのため、本来であれば地域おこし協力隊2名を導入し、その方々の住宅費や自動車借上料等、必要な予算として計上しておりましたが、採用に至らなかったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） ありがとうございます。

令和7年度も大体同じぐらいの2,800万円くらいですかね、予算案にこの間計上されておりましたが、内訳もまだ諦めずにやっているなという感じで、住宅借上料に関しては2倍という感じなんです、まだまだこれを重点的な施策として進めているのが分かると思うんですが、課題は今

おっしゃったように、ご説明があったように、採用がうまくいかなかったということがあると思います。課題について、再度検討等をしていただきまして、この施策がうまく進むように進めていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。何件かお伺いします。

12ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金と、再編関連訓練移転等交付金のほうが増額となっていますけれども、具体的に内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（長津智之君） 長島基地・空港対策課長。

○基地・空港対策課長（長島正昭君） こちら特定防衛施設周辺整備調整交付金と再編関連訓練移転等交付金の増額ということでございますが、こちらにつきましては、年度当初の予算の見積りにおいては、それぞれの事業費に対して交付金の充当額を見積もった形で交付金の額を決定しているものでございます。それぞれの交付金につきましては、年度末に確定という形になりますので、その確定分に合わせて増額の補正をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

16ページの財政調整基金の繰入金のところなんですけれども、令和6年度見込みで残高で調整基金のほうが増らになるのか、分かれば教えてください。

○委員長（長津智之君） 大山財政課長。

○財政課長（大山浩明君） 現在、3月補正の段階では、まだ全額の繰戻しができていない状況ではございます。

今、追加補正を調整しておりまして、そちらのほうで財政調整基金を今年度は全額戻入れができる状況だというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次は、21ページの庶務事務費のところ、先ほど説明のほうでは郵送料が減額ということで、150万って結構大きい額だと思うんですが、工夫されたとか、そういった要因とかあれば教えてください。

○委員長（長津智之君） 島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） 郵便料につきましては、まとまった通数を送るものについては、各所

管課でおのこの予算取りをしておりますが、それ以外の、各課で毎日出すようなものにつきましては、総務課でまとめて予算化しております。

当初予算では1,380万円を計上しておりましたが、不用額として150万円を減額補正し、補正後は1,230万円とするものでございます。

予算執行にあたりましては、郵便物をなるべくまとめて出すことにより、市内特別料金扱として低額で済ませたり、また、必ずしも郵便に頼ることなくメールや電話等を活用したり、先ほど申し上げました各課での予算取りにおいても、しっかり行えていたこと等の理由により、郵便料を節減できたものと認識しております。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。非常に工夫されて節約されているんだなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

26ページのところで、高齢者ごみ出し支援事業のほうなんですけれども、41万8,000円の減額ということで、多分当初予算は70万ぐらいだと思うんですけれども、これのちょっと要因を教えてください。

○委員長（長津智之君） 佐川市民協働課長。

○市民協働課長（佐川 光君） ただいまのごみ出し支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、予算のほうは全体で支援者を30世帯支援するというようなことで、計上してございます。実際に支援を受けた方は、今年度は19人で、支援を4月の上限額まで達していない方が数多くいまして、そういったところから当初予定しました金額より下回ったということで、41万8,000円、保険料を含めて減額するというところでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

予算特別のときにも質問させていただいたんですけれども、内容等を十分に検討されて、今後すばらしい事業になるようによろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家 功君） ページ27ページをお願いします。

防火対策諸費の中で、備品購入費、自動車購入等災害対策用備品ということになっておりますが、この時期の補正ということですので、その理由、国の補助金も入っているようなので、その辺がはっきりしての補正なのか、内容をお願いします。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） ただいまの真家委員さんのご質問にお答えいたします。

こちら備品購入費のほうは、国で12月に補正されました新しい地方経済・生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型を財源としておりまして、要件として、令和6年度内に予算化するということとなっておりますので、3月で補正をしまして、全額7年度のほうに繰り越すという形になっております。

以上でございます。

○副委員長（真家 功君） 繰越しなんですね。分かりました。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 最後だと思うんですけども、3月補正は、ほぼ減額補正ですけども、1つだけ繰越明許費について、ちょっと各項目、できたら詳しく説明してもらいたいかと思います。先ほども聞いたけれども、細かい理由はどうなんだということだね。ただ、たんたんと言って、ありがたいんだけども、決して悪いとは言わないよ。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） それでは、繰越明許費で総務費のほうになりますが、こちら先ほど真家委員さんのほうにお話ししたように、国の交付金が12月に補正されまして、3月に市が補正を組んで、それを7年度に全額繰り越すような形になっております。今回補正した分の6,214万8,000円を全額繰り越すという形になっております。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 次の4、衛生費、2、清掃費、ごみ処理施設一部事務組合負担経費ですが、これは霞台厚生施設で、堅倉中継センターの工事が完了しました。ただ、工事監理が4月になりますので、工事監理の報告、その分の繰越しとなっております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 2点、2番と4番、総務と衛生、分かりました。そのほかはほかの担当所管だからだけれども、そうすると今の衛生の関連で、4月が工期になっていたわけか。じゃなくて、支払いがまだしていないということなのかな。その辺どうなのか。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 工事監理という部門がありまして、設計士さんに、第三者に委託して工事のほうを監督してもらおうという業務があるんですね。物件の引渡しは3月、その引渡しというのは工事業者に対しての支払いということで、これは3月なんですけど、3月の支払いが終わってから、報告がどうしても4月になってしまいますので、繰り越すという形になります。

以上です。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました執行部からの提出議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

まず、執行部からありますか。

島田総務課長。

○総務課長（島田視一君） それでは、小美玉市の投票区の再編について、小美玉市選挙管理委員会での決定事項を、総務課より申し上げます。

この件につきましては、前回12月議会において進捗状況を報告させていただいたところでございますが、今月3日に開催しました選挙管理委員会において最終的に確定した内容を要点のみ報告申し上げます。

これまで4名の選挙管理委員により議論精査を行い、また2月発行の広報紙及び市ホームページに再編計画の概要を掲載しまして、市民の皆様の声も参考にさせていただく方針で、統廃合作業を進めてまいりました。

その結果は次のとおりとなっております。まず投票区及び移動投票所でございますが、再編後の投票区は前回12月議会にて再編案としてお示ししましたように、現在市内38か所の投票区は22か所に集約されることとなります。既存の投票所が18か所と、新設が4か所でございます。

なお、現在5か所で行っております移動投票所の増設につきましては、4月から6月にかけて設置場所の選定をし、最終的に開設日数や時間帯などを決定する予定でございます。

次に、再編後の対応でございますが、今年7月から9月に行われます参議院選挙及び県知事選挙での市民の投票状況を選挙管理委員の方々に検証いただき、必要があれば次の選挙に向けて再調整を検討することといたします。

なお、投票所までの移動支援対策や共通投票所の導入につきましては、今後も引き続き検討してまいります。

最後になりますが、添付資料が2枚ございます。

次のページの資料1は、再編の前と後の投票区、投票所の状況を一覧表にしたものでございます。

次のページの資料2は、再編の前と後の投票所の位置を地図上で示したものでございます。ご参考いただければと思います。

説明は以上になります。

○委員長（長津智之君） ありがとうございます。

これは課長、最終日の全員協議会でも全議員にということは。

島田課長。

○総務課長（島田視一君） 最終日の全員協議会で全議員の方にもご説明させていただきます。

○委員長（長津智之君） よろしくをお願いします。

ほかに執行部のほうはありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） それでは、委員の皆さんから何か。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。

大船渡市の山林火災がこの前、小美玉市のほうから応援ということで、消防のほうでご尽力いただいたというお話をお聞きしたんですが、詳細をちょっと教えていただければ、もう少しお願いします。

○委員長（長津智之君） 鮎沢消防長。

○消防長（鮎沢 勝君） 山崎委員からのご質問ですが、岩手県大船渡市における山林火災ですけれども、2月27日、総務省消防庁より緊急消防援助隊の出動の求めにより、茨城県大隊として2月27日から3月10日まで、第4次隊までの派遣要請がありました。小美玉市からは消火隊、救急隊、延べ23名を派遣して消火活動に従事したところでございます。3月10日19時に人員、機材等も異常なく引き上げて、今、現場に戻っております。

それで、参考までに、緊急消防援助隊茨城県大隊、これは延べ隊ですけれども163隊、676名が出動しております。全国からの緊急消防援助隊の数なんですが、12都道府県から延べ288隊、

1,052名が出動しております。

以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 大変ご苦勞な、困難な任務だったと思いますが、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（長津智之君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、それでは本日の審議及び協議は全て終了いたしました。ご苦勞さまでございました。

副委員長にマイクをお渡しいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（真家 功君） 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様ご苦勞さまでした。

午後 3時50分 閉会